台風19号で被災された方へ

令和元年11月1日

松田町役場からのお知らせ

令和元年10月12～13日、松田町に最接近した台風19号では、松田町内でも多くの災害が発生しました。この度、被災された方々に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

被災された方々の生活復旧支援における情報をお知らせいたしますので、詳しくは各担当課へご相談ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 内　　　　　容 | 担　当　課 |
| 1 | り災証明書被災証明書 | 【り災証明】災害による住家（現在実際に住んでいる家屋）の被害について、町が確認することができる場合に、被害の程度について証明するものです。【被災証明】住家を除いた家屋（倉庫や事務所など。また、住宅でも空き家・別荘等はこちらに該当します）または動産などについて、被害を受けたことを証明するものです。 | 税務課☎83-1224 |
| 2 | 災害救助法に基づく「住宅の応急修理」「障害物の除去」 | 災害救助法の適用された災害に対して、被災した住家について、日常生活に欠くことのできない部分の必要最小限の応急的な修理を行うための補助制度がありますので、ご相談ください。【住宅の応急修理】大規模半壊、半壊又は一部損壊(準半壊)の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。など【障害物の除去 対象者】半壊などの住家被害を受け、当面の日常生活が営み得ない状態にあること。など | 総務課安全防災担当室☎84-5540 |
| 3 | 固定資産税、町県民税の減免 | 災害により家屋等が被害を受けた場合、被害の程度により、町県民税及び固定資産税が減免される場合があります。 | 税務課☎83-1224 |
|  | 項　　目 | 内　　　　　容 | 担　当　課 |
| 4 | 国民年金保険 | 災害により財産に損害を受け、保険料の納付が困難になったときは、保険料の免除が受けられる場合があります。 | 町民課☎83-1225 |
| 5 | 国民健康保険後期高齢者医療保険 | 災害により住宅又は家財に損害を受け、保険税（料）の納付が困難になったときは、保険税（料）が減免される場合があります。災害により被害等を受けた場合、被害の程度により医療保険の窓口負担が不要となります。 | 町民課☎83-1225 |
| 6 | 介護保険料 | 災害により住宅又は家財に著しい損害を受け、保険料の納付が困難になった場合は、保険料が減免される場合があります。 | 福祉課☎83-1226 |
| 7 | 上下水道・簡易水道・し尿処理手数料 | 災害により損失を受けた場合、一定期間上下水道・簡易水道使用料、し尿処理手数料を減免される場合があります。 | 環境上下水道課☎83-1227 |
| 8 | 納税の相談 | 災害により被害を受けた場合、町税や保険料等、納期限内での納付が困難な場合。 | 各担当課 |
| 9 | 感染症予防 | 感染症予防のため、被災した家屋を使用する場合、清掃と乾燥が最も重要です。消毒の方法等について、ご相談ください。 | 子育て健康課☎84-5544 |
| 10 | 被災した家の住宅ローン問題，借地・借家の問題や隣地とのトラブルなど。【町無料法律相談】事前に予約が必要ですので総務課へご連絡ください。【神奈川県行政書士会無料相談】事前に予約が必要ですので神奈川県行政書士会へご連絡ください。 | 総務課☎83-1221神奈川県行政書士会☎045-641-0739 |
| 11 | 神奈川県で交付した消防設備士免状及び危険物取扱者免状を喪失、破損等した者について再交付手数料を免除されます。 | 神奈川県消防課☎045-210-1111 |
| 12 | 運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）の延長、事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限、相続放棄等の熟慮期間の延長、民事調停の申立手数料の免除など | 日本司法支援センター（法テラス）☎0120-078309 |
| 13 | 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。 | 詳しくはローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。 |